

経済対策の基本方針について

平成 22 年 8 月 30 日

I . 基本的な考え方

(「デフレ脱却」が当面の目標)

- 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月閣議決定)では、「フェーズ I (デフレ清算期間)」において、需要面を中心とする政策により、2011 年度中に消費者物価上昇率をプラスにし、速やかにデフレを終結させ、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるを目指している。この「デフレ脱却」が、政府における当面の経済運営の目標である。

(円高や海外経済等による景気の下振れリスク)

- 一方、我が国の景気は持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にある。雇用情勢、とくに新卒・若年者雇用の状況は厳しく、また多くの地域で厳しい状況が続く等、自律的な回復基盤がいまだ脆弱な中で、円高の進行・長期化や海外経済の減速懸念等があり、我が国景気の下振れリスクが強まっている。

(景気下振れリスクへの機動的対応を通じた「デフレ脱却」の基盤づくり)

- こうした円高等による景気の下振れリスクに、スピードを重視して機動的に対応し、その影響を最小限に食い止めることを通じ、早期のデフレ脱却の実現に向けた基盤づくりを行うため、即効性のある取組を着実に実施していくことが、経済対策の主な目的である。
- 為替市場の過度な変動は経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き為替の動向について注視していくとともに、必要な時には断固たる措置をとる。

(金融政策)

- 日本銀行は、本日、臨時金融政策決定会合を開催し、金融緩和の一段の強化

を図ることとした。日本銀行に対しては、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

II. 対策の骨格

○ 2つの「視点」と5つの「柱」

本経済対策においては、円高や海外経済等の景気下振れリスクへの対応、低炭素社会の構築などの「新成長戦略」の前倒しという2つの視点から、即効性があり、需要・雇用創出効果が高い施策を厳選して実施するものとする。本経済対策においては、こうしたデフレ脱却の基盤づくりとして、「雇用」、「投資」、「消費」、「地域の防災対策」、「規制・制度改革」を5本柱と位置づける。

(1)「雇用」の基盤づくり

◇厳しい雇用情勢の中で、「新成長戦略」を踏まえ、「新卒者雇用に関する緊急対策について」¹に示された取組や、若年を中心とした雇用対策を講じつつ、潜在的な需要を有する分野(子育て、医療・介護、環境、農業、林業等)において、「新しい公共」も活用しながら、雇用戦略の取組を推進する。
また、中小企業の金融支援を通じて、雇用の確保を図る。

＜具体的な施策＞

- ・ 大学におけるキャリアカウンセラーの増員等による相談支援の強化
- ・ 新卒者就職応援プロジェクト(インターンシップ)、新卒者体験雇用(トライアル雇用)の拡充
- ・ ジョブソポーター増員等による中小企業と新卒者等の集中的なマッチング
- ・ パーソナルサポート・モデル事業
- ・ 実践キャリアアップ戦略(キャリア段位制度)の推進
- ・ 「重点分野雇用創出事業」の拡充
- ・ 中小企業金融支援 等

(2)「投資」の基盤づくり

◇円高の進行・長期化による地域の工場や、本社機能等の海外移転、雇用の国内空洞化を食い止めるとともに、中小企業の海外販路開拓支援を図

¹ 新卒者雇用・特命チーム取りまとめ（平成22年8月30日）

り、国内投資の再強化に向けた総合的な取組を推進する。

＜具体的な施策＞

- ・ 低炭素型雇用創出産業立地推進事業の拡充
- ・ 中小企業技術開発支援
- ・ 中小企業の海外販路開拓支援

(3)「消費」の基盤づくり

◇景気下支え効果が大きいエコ関連の家計需要支援策である住宅エコポイント、優良住宅取得支援制度(フラット 35S)、家電エコポイント制度において延長等の緊急措置を講じ、雇用増や賃金・所得増を図り、それが消費の回復につながる「好循環」を確立する。

＜具体的な施策＞

- ・ 住宅版エコポイント制度
- ・ 優良住宅取得支援制度(フラット 35S)
- ・ 家電エコポイント制度

(4) 耐震化・ゲリラ豪雨対策等の「地域の防災対策」

◇国民生活の安全に直結する耐震化・ゲリラ豪雨対策等緊急防災対策を講ずる。

＜具体的な施策＞

- ・ 病院等の耐震化等対策
- ・ ゲリラ豪雨対策等緊急防災対策

(5)「規制・制度改革」の前倒し

◇需要・雇用の創出の観点から、各分野における規制・制度改革等を迅速に実施する。

＜具体的な施策＞

○日本を元氣にする規制改革100

財源を使わない景気対策として、都市再生・住宅、環境・エネルギー、医療・介護、観光振興をはじめとした地域活性化及び国を開く経済戦略の5分野を中心に、規制・制度改革を進める。

- この基本方針に基づき、9月10日に経済対策を決定し、9月中に「経済危機対応・地域活性化予備費」(約9200億円)を活用した措置を講じる。今後の景気・雇用動向を踏まえ、必要な場合には、補正予算の編成を含め機動的・弾力的に対応する。

III. 新成長戦略の推進・加速

当面の機動的対応としての上記の措置に加え、新成長戦略の推進・加速のため、以下の措置を取る。

○ 「新成長戦略実現推進会議(仮称)」の設置

新成長戦略の推進・加速のため、総理を議長とし、関係大臣、関係機関の長、経済界、労働界、民間有識者が参加する「新成長戦略実現推進会議(仮称)」を設置する。

○ 雇用戦略対話の開催

「雇用・人材戦略」を推進・加速するため、雇用戦略対話を開催する。

○ 「日本国内投資促進プログラム」の取りまとめ

- ・工場・事業場の国内立地促進、本社機能の国内立地促進、中小企業対策を重点課題として、今後半年から一年の間に実施する対応策について、10月から11月を目途に「日本国内投資促進プログラム」として取りまとめ、国内投資の再強化に向けた総合的な取組を推進する。
- ・企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。

○ 23年度予算編成

23年度予算編成においては、「元気な日本復活特別枠」の活用等により、需要・雇用創出効果の高い施策への重点配分を行うなど、新成長戦略の本格実施を図る。